

令和6年3月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 1 2 件 (うち補正2件)

条 例 案 1 9 件

単 行 案 8 件

報 告 1 件

以 上 4 0 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第18号 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例の一部を改正する
条例

(行政課)

組織機構改革の実施に伴い、政策の推進を担う部等の役割について変更するため、現行条例の一部を改正するもの

(令和6年4月1日から施行)

議案第19号 豊橋市附属機関設置条例

(行政課)

附属機関及び懇談会等の活動内容等を見直し、附属機関の設置及び所掌事務の適正化を図るため、新たに条例を制定するもの

(関係条例の整備)

- ・豊橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(令和6年4月1日から施行)

議案第20号 豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(保育課・行政課・情報企画課)

個人情報 を効率的に検索し、及び管理するために本市独自に個人番号(マイナンバー)を利用する事務を廃止するほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 個人番号を利用する事務の廃止

(1) 廃止する項目

私立幼稚園への通園児の保護者に対する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 廃止する理由

私立幼稚園就園奨励費補助金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年9月30日付で廃止され、同補助金の返還金の処理が令和6年1月26日に完了したことから当該事務を廃止するもの

2 規定の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(令和5年法律第48号。令和5年6月9日公布)により、条例で引用する法律の用語が変更されたことに伴い、規定の整備をするもの

改正後	改正前
利用特定個人情報(法第19条第8号に規定する利用特定個人情報)	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報

(1は公布の日、2は法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)

議案第 2 1 号 豊橋市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
議会の事務部局の職員	1 5 人	1 5 人	0 人
市長の事務部局の職員	3, 1 3 6 人	3, 0 5 4 人	8 2 人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	1 8 4 人	1 8 4 人	0 人
監査委員の事務部局の職員	9 人	8 人	1 人
農業委員会の事務部局の職員	1 7 人	1 6 人	1 人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	2 0 9 人	2 0 5 人	4 人
その他の行政委員会の事務部局の職員	8 人	8 人	0 人
消防の事務部局の職員	3 4 7 人	3 4 0 人	7 人
職員定数	3, 9 2 5 人	3, 8 3 0 人	9 5 人

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議案第 2 2 号 豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

子育て部分休暇を新設するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 子育て部分休暇の新設

小学生の子を持つ職員に対し、子の養育のため勤務時間の始め又は終わりの合計 2 時間以下の範囲内で勤務しないことを承認する制度を新設する。

(関係条例の整備)

- ・豊橋市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- ・豊橋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- ・豊橋市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議案第23号 豊橋市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

(行政課)

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。令和6年1月19日公布）により、条例で引用する政令の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和6年4月1日から施行)

議案第24号 豊橋市土地開発基金条例の一部を改正する条例

(財政課)

基金の処分を可能とするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和6年4月1日から施行)

議案第25号 豊橋市体育振興基金条例及び豊橋市表彰条例の一部を改正する条例
(「スポーツのまち」づくり課・秘書課)

現在の社会情勢の変化に鑑み、条例で規定する用語等を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

1 条例名称の改正

改正後	改正前
豊橋市スポーツ振興基金条例	豊橋市体育振興基金条例

2 条例中の用語の改正

改正後	改正前
スポーツ	体育

(令和6年4月1日から施行)

議案第26号 豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例
(行政課)

豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金の廃止に伴い、現行条例を廃止するもの

(令和6年4月1日から施行)

議案第27号 豊橋市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課・財政課)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号。令和5年9月13日公布）等の施行に伴い、建築基準法等関係手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 建築物の省エネ改修を伴う大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る認定制度の新設に伴う手数料の新設

手数料名	単位	金額
既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000円
既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000円

- 2 地下街に関する規定の緩和等に伴う手数料の新設

地下道の幅に関する制限の特例の認定の申請等について、地下街に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に集約し、既存の手数料を廃止するとともに、手数料を新設する。

手数料名	単位	金額
地下街の構造に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件	27,000円

- 3 規定の整備

条例で引用する法律及び政令の名称が変更されたことに伴い、規定を整備する。

改正後	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

(令和6年4月1日から施行)

議案第28号 豊橋市社会福祉法施行条例の一部を改正する条例

(福祉政策課)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。令和4年5月25日公布）及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。令和5年3月29日公布）の制定により、条例で引用する法律の用語及び省令が変更されたこと並びに条例の規定が省令で規定されたことに伴い、授産施設に係る秘密保持等に関する基準を設けるほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 女性自立支援施設に係る秘密保持等に関する基準が省令で規定されたことに伴い、条例の規定から削除するとともに、同基準を準用していた授産施設について、秘密保持等に関する基準を新たに規定する。

2 条例で引用する法律の用語の変更

改正後	改正前
女性自立支援施設	婦人保護施設

(令和6年4月1日から施行)

議案第29号 豊橋市母子父子福祉手当支給条例及び豊橋市営住宅条例の一部を改正する条例

(子育て支援課・住宅課)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号、令和5年5月19日公布）により、条例で引用する法の条が分割されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和6年4月1日から施行)

議案第30号 豊橋市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

(健康政策課)

授業料の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区分	改正後	改正前
授業料年額	156,000円	144,000円

(令和7年4月1日から施行)

(国保年金課)

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 税率の改定

区 分		税 率	
		改 正 後	改 正 前
基礎課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.69	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.28
	被保険者均等割額	被保険者1人について 21,600円	被保険者1人について 20,100円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 23,400円 (11,700円) (17,550円)	1世帯について 24,000円 (12,000円) (18,000円)
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の3.03	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.71
	被保険者均等割額	被保険者1人について 9,600円	被保険者1人について 8,400円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 10,200円 (5,100円) (7,650円)	1世帯について 9,900円 (4,950円) (7,425円)
介護納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.40	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.30
	被保険者均等割額	被保険者1人について 9,300円	被保険者1人について 9,000円
	世帯別平等割額	1世帯について 7,500円	1世帯について 7,800円

※ 特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者）が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

2 国民健康保険税の軽減金額の改定

<低所得世帯>

軽減割合		軽 減 金 額					
		基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額	
		被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて ()内上段 は特定世 帯、下段は 特定継続 世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて ()内上段 は特定世 帯、下段は 特定継続世 帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて
7 割	改正後	15,120円	16,380円 (8,190円) (12,285円)	6,720円	7,140円 (3,570円) (5,355円)	6,510円	5,250円
	改正前	14,070円	16,800円 (8,400円) (12,600円)	5,880円	6,930円 (3,465円) (5,198円)	6,300円	5,460円
5 割	改正後	10,800円	11,700円 (5,850円) (8,775円)	4,800円	5,100円 (2,550円) (3,825円)	4,650円	3,750円
	改正前	10,050円	12,000円 (6,000円) (9,000円)	4,200円	4,950円 (2,475円) (3,713円)	4,500円	3,900円
2 割	改正後	4,320円	4,680円 (2,340円) (3,510円)	1,920円	2,040円 (1,020円) (1,530円)	1,860円	1,500円
	改正前	4,020円	4,800円 (2,400円) (3,600円)	1,680円	1,980円 (990円) (1,485円)	1,800円	1,560円

<未就学児>

低所得世帯 軽減割合区分 ()内は軽減割合	軽 減 金 額			
	基礎課税額 被保険者均等割額		後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額	
	改正後	改正前	改正後	改正前
7割 (1.5割)	3,240円	3,015円	1,440円	1,260円
5割 (2.5割)	5,400円	5,025円	2,400円	2,100円
2割 (4割)	8,640円	8,040円	3,840円	3,360円
非該当 (5割)	10,800円	10,050円	4,800円	4,200円

3 適用時期

令和6年度分の国民健康保険税から適用

議案第32号 豊橋市漁港管理条例及び豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(農業支援課・都市計画課)

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号。令和5年5月26日公布)による漁港漁場整備法の一部改正により、条例で引用する法律の名称が変更されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 条例で引用する法律の名称の変更

改正後	改正前
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港漁場整備法

(令和6年4月1日から施行)

議案第33号 豊橋市空家等対策協議会条例及び豊橋市空家等の適切な管理及び活用
に関する条例の一部を改正する条例

(建築物安全推進課)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号。令和5年6月14日公布)により、管理不全空家等(※)に係る規定が追加されたことに伴い、空家等対策協議会の所掌事項を追加するほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 空家等対策協議会の所掌事項等

空家等対策協議会の所掌事項に、管理不全空家等の認定及び措置の方針に関する事項を追加するほか、勧告等をするときは、当該協議会の意見を聴くこととする。

2 空家等対策協議会の会長の選任方法

会長の選任方法を委員による互選とする。

改正後	改正前
委員の互選による	市長をもって充てる

(※) 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等

(公布の日から施行)

議案第34号 豊橋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(上下水道局総務課)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号。令和5年5月26日公布）による水道法の一部改正により、条例で引用する省令が変更されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 条例で引用する省令の変更

改正後	改正前
国土交通省令	厚生労働省令

(令和6年4月1日から施行)

議案第35号 豊橋市消防団条例の一部を改正する条例

(消防本部総務課)

消防団員の定員を改正するほか、年齢要件を緩和するため、現行条例の一部を改正するもの

1 消防団員の定員

(1) 消防団員（基本団員及び機能別団員）の定員

改正後	改正前	増減
1, 119人	1, 230人	▲111人

(2) 機能別団員の減員

災害時のみに従事する団員である機能別団員を51人から25人に減員する。

2 年齢要件の緩和

消防団員の年齢要件を、18歳以上50歳未満から、18歳以上55歳未満に緩和する。

※規則で定める基本団員（団長等）については、18歳以上55歳未満から18歳以上60歳未満に緩和

(令和6年4月1日から施行)

議案第36号 豊橋市火災予防条例の一部を改正する条例

(予防課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号。令和5年12月6日公布）の施行に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料の額を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 手数料の額の変更

手数料名	区分		単位	金額（円）	
				改正後	改正前
貯蔵所設置許可申請手数料	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量	1,000kl以上5,000kl未満	1件	1,450,000	1,180,000
		5,000kl以上10,000kl未満		1,720,000	1,410,000
		10,000kl以上50,000kl未満		1,920,000	1,590,000
		50,000kl以上100,000kl未満		2,360,000	1,950,000
		100,000kl以上200,000kl未満		2,740,000	2,270,000
		200,000kl以上300,000kl未満		5,640,000	4,550,000
		300,000kl以上400,000kl未満		7,240,000	5,820,000
		400,000kl以上		8,790,000	7,070,000

(令和6年4月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 37 号 市道の路線廃止について
(石巻萩平町 2 号線以下 18 路線)

(土木管理課)

議案第 38 号 市道の路線認定について
(王ヶ崎町 40 号線以下 41 路線)

(土木管理課)

議案第39号 工事請負契約締結について

(契約検査課・施設建設室)

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 工 事 名 | 資源化センター臨時高圧電力引込対策工事 |
| 2 | 工 事 内 容 | 電気・計装設備改良、高圧蒸気復水器改良 |
| 3 | 決定年月日 | 令和6年2月5日 |
| 4 | 契約価格 | 676,500,000円 |
| | (予定価格 | 681,648,000円) |
| | 決定率 | 99.2% |
| 5 | 請 負 人 | JFE環境テクノロジー(株) |
| 6 | 契約方法 | 随意契約 |

議案第40号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工事名 豊橋市立高等学校校舎長寿命化改良工事
 2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造5階建

延べ床面積 4,757㎡(改修部分)

区分	室名
1階	講義室、事務室、進路指導室、調理室、調理準備室、多目的室(2)、用務員室、食堂、男子更衣室、夜間ロッカー室、EV室、倉庫、配膳室、ポンプ室、多目的便所、便所
2階	会議室、校長室・応接室、職員室、講師室、保健室、カウンセラー室、生徒指導室、生徒会室(2)、作法室、放送室、書道室、印刷室、女子更衣室、EV室、倉庫、便所
3階	普通教室(4)、講義室、図書室、図書準備室、物理地学室、物理地学準備室、生物化学室、生物化学準備室、資料室、生徒ロッカー室、EV室、便所
4階	普通教室(5)、講義室、美術室、美術準備室、パソコン室(2)、パソコン準備室、生徒ロッカー室、EV室、便所
5階	普通教室(5)、音楽室、音楽準備室、被服室、被服準備室、視聴覚室、資料室、生徒ロッカー室、EV室、便所
屋上階	機械室

- ・内部改修 一式
- ・外部改修 一式

- 3 落札年月日 令和5年12月25日
 4 契約価格 907,500,000円
 (予定価格 925,430,000円)
 落札率 98.1%
 5 請負人 井口建設(株)
 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札2社)

議案第41号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工事名 豊橋市立高等学校校舎長寿命化改良に伴う管工事
- 2 工事内容
 - ・給排水衛生設備 一式
 - ・消火設備 一式
 - ・ガス設備 一式
 - ・冷暖房設備 一式
 - ・換気設備 一式
 - ・撤去工事 一式
- 3 落札年月日 令和6年1月22日
- 4 契約価格 159,500,000円
(予定価格 164,340,000円)
落札率 97.1%
- 5 請負人 (株)大建
- 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札4社)

議案第42号 和解について

(「スポーツのまち」づくり課)

総合体育館において発生した高圧ケーブルの損傷事故について、次により和解するもの

1 和解の内容

相手方は、本市に対し、6,090,548円を支払う。

2 事故の概況等

令和4年10月3日に実施した年次点検(停電)において、引込用高圧ケーブルの絶縁抵抗測定の際、相手方がケーブル遮へい層の接地線を離線した状態のまま戻し忘れたことで、同年11月25日に当該ケーブルが絶縁破壊により損傷し、総合体育館等を全停電させた。

本件は、当該事故について、相手方と協議の上、上記内容にて和解することで合意するものである。

議案第43号 豊橋市と田原市との間の青少年の野外活動等に関する事務の委託の廃止に関する協議について

(生涯学習課)

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、青少年の野外活動等に関する事務の田原市への委託を廃止するもの

1 廃止理由

利用者の減少及び施設・設備の老朽化により、江比間野外活動センターの施設機能を廃止するため

2 委託期間

昭和58年4月1日から令和7年3月31日まで

※旧渥美町、田原町、赤羽根町の合併前の期間を含む。

議案第44号 包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,000,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 氏名 北川裕和(資格 公認会計士) |

[報 告]

報告第5号 専決処分の報告について

(土木管理課・生活福祉課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和6年2月14日
- (2) 損害賠償の額 197,956円
- (3) 事故の概況 令和5年8月8日午後1時30分頃から午後3時50分頃までの間に、豊橋市嵩山町字浅間下14番3地先の道路のり面に生えている樹木が倒れ、市道上に駐車中の住民が保険契約をしていた普通乗用自動車に落下し、当該車両が損傷した事故について、相手方が保険金を支払ったことにより、損害賠償請求権を代位取得したもの
(豊橋市過失割合 50%)

- 2 (1) 専決年月日 令和6年2月14日
- (2) 損害賠償の額 216,878円
- (3) 事故の概況 令和5年12月4日午後3時5分頃、田原市神戸町笠屋16番9地先の丁字路において、入院中の生活保護受給者の調査のため同市を訪問した本市職員(福祉部生活福祉課)の運転する軽乗用自動車が一時的に停止した相手方所有の普通乗用自動車に誤って接触し、相手方の従業員を負傷させ、及び相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)